

九十九里町アライグマ用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、アライグマによる生活環境、農業に係る被害が現に生じ、又は生じるおそれがある場合に、町が所有する捕獲器（以下「捕獲器」という。）を無料で貸し出し、被害防止及び軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象者及び要件等)

第2条 捕獲器の貸出の対象者、条件、貸出基数、貸出期間及び提出書類は、別表のとおりとする。

(対象動物)

第3条 捕獲対象動物は、アライグマとする。

(貸出の申請)

第4条 捕獲器の貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、アライグマ捕獲器貸出申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適当と認められる場合は、申請者に捕獲器貸出書を交付し、貸出を行う。この場合において町長は、必要な条件を付することができる。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則2週間以内とする。

(管理)

第7条 捕獲器を借り受けた者（以下「借受人」という。）は、捕獲器を常に良好な状態で管理し、貸出を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。

2 借受人は、捕獲器を亡失し、又は損傷したときは、その旨を遅滞なく町長に届け出るとともに、捕獲器の亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき事由による場合は、借受人がその損害を賠償するものとする。この場合において、借受人による捕獲器の輸送中及び捕獲中に発生した事故については、町は一切の責任を負わない。

3 借受人は、対象動物を捕獲したときは、速やかに町長に連絡するものとする。

(承認の取消し、変更及び返納命令等)

第8条 町長は、必要が生じたとき、又は借受人が前条第1項の規定に違反したときは、貸出の承認を取り消し、又は貸出期間を変更して捕獲器の返納を命ずることができる。

2 借受人は、貸出期間が満了したとき、又は前項の規定により返納を命ぜられたときは、直ちに町長に捕獲器を返却しなければならない。

3 借受人は、貸出期間満了後に、再度貸出を受ける場合は、捕獲器を返納し、他の待機中の貸出申請者がいない場合に限り、貸出を受けることができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成28年1月14日から施行する。

別表（第2条関係）

対象者	・ 人的被害又は物的被害を受けて自宅の庭等、第三者が自由に立ち入ることのできない場所に捕獲器の設置を希望する者 ・ 農作物被害を受けた農業関係者
条 件	・ 申請者の住所及び捕獲場所が九十九里町内であること。 ・ 借受人の責任において、捕獲器の管理、餌の入替え等ができること。
貸出基数	1 申請につき 1 基
貸出期間	貸出の日から 2 週間以内
提出書類	アライグマ用捕獲器貸出申請書（別記様式）